

利用の流れ

① 事前登録

お子さまを安全かつスムーズにお預かりするため、**事前登録**をお願いしています。(登録料無料)

利用登録票は神戸市HP(下記参照)もしくはお電話にて病児保育室へ請求してください。記入した利用登録票は、市ではなく**病児保育室へ直接提出**をお願いいたします。

追加で提出いただく書類が必要な場合がありますので、事前に病児保育室にご確認下さい。



② 診察

かかりつけ医または病児保育室の医師による診察を受け、「**医師連絡票**」(診療情報提供書、診断書でも可)を作成してもらってください。**利用時に必ず提出が必要です。**

※急な発症により、事前診察が不可能な場合は、病児保育室へお問い合わせ下さい。状況によっては診察から利用まで行うことも可能です。

※休日に緊急で「神戸こども初期急病センター(HAT神戸)」「神戸市医師会西部休日急病診療所(学園都市)」において受診された場合、医師連絡票の発行が可能です。



③ 予約

利用前日までにお電話で予約してください。お子さまの名前、年齢、症状、来室予定時間、お迎えの予定時間などをお伝えください。また、事前予約がなくても、当日の朝空き状況によって受入可能な場合があります。ご利用の病児保育室へ確認してください。

※病児保育室の定員を超えた場合や、お子さまの症状によってはお預かりできない場合もあります。



④ 申請

「利用申請書」及び「**医師連絡票**」(診療情報提供書、診断書でも可)を病児保育室へ提出し、利用の申請を行ってください。



⑤ 病児保育室入室

お迎え時間まで、病児保育室でお子さまをお預かりします。(当日の持ち物)処方された薬・着替え・パジャマ・ビニール袋など

※詳細は病児保育室によって異なりますので、事前にご確認ください。

※アレルギー食を希望される場合は、病児保育室にお問い合わせください。

※保育中に必要と認める場合は、病児保育室に併設された医療機関でお子さまの診察を行う場合があります。(料金は別途必要)

神戸市 こども家庭局 子育て支援部 事業課 指導係

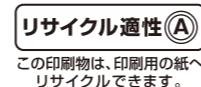
〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL(078)322-6849(直通)

ホームページ <http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/support/byouji.html>

神戸市 病児保育

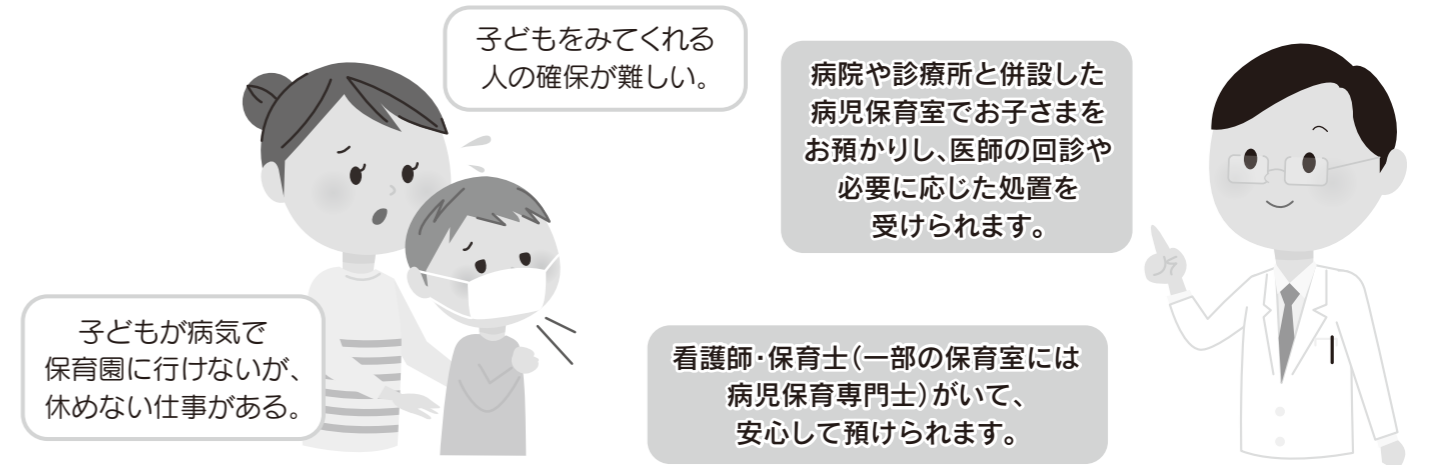
平成29年10月発行 / 神戸市広報印刷物登録 平成29年度第387号(広報印刷物規格B-1類)

本リーフレットは、神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。



子どもが病気の時、保護者や保育園などに代わって病児保育室が一時的にお預かりします

神戸市病児保育のご案内



対象

対象となるお子さま

- ①神戸市内に居住している小学校6年生までのお子さま
 - ②市外居住で、神戸市内の保育所(園)・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所・小学校に通うお子さま
 - ③市外居住で、神戸市内に勤務する保護者の小学校6年生までのお子さま
- ※③の場合、勤務証明が必要となります。

対象となる病気

風邪や消化不良症(感染性胃腸炎)といった日常かかる病気や、インフルエンザ、水ぼうそう、おたふくかぜなどの感染性の病気、ぜんそくなどの慢性的な病気、骨折などの外傷

利用の条件

保護者の勤務の都合、傷病や事故、冠婚葬祭など社会通念上やむを得ない事情により一時的に家庭での保育ができない場合

※対象年齢や病児の受け入れについては病児保育室により異なりますので、お預けになる予定の病児保育室へ直接確認をお願いします。

※病児保育の利用期間は、連続して7日以内を原則としています。(ただし、必要と認められる場合には、必要最小限度の範囲内で延長が可能です。)

利用料

1日お子さま1人あたり2,000円(昼食代・おやつ代が別途必要)

※医師が診察して医療措置や投薬などを行う必要があった場合は、診察代・治療費が別途かかります。

利用料の減額

生活保護法による被保護世帯、市民税または所得税が非課税の世帯の方は、利用料が減額になります。利用申請時に病児保育室に申請してください。

	減額後の利用料	必要書類※いずれも、世帯全体が非課税であることの証明書が必要です。
生活保護法による被保護世帯	0円	生活保護適用証明書
市民税非課税世帯	0円	市民税非課税証明書(各区証明発行コーナーで入手可)
所得税非課税世帯	1,000円	源泉徴収票(写)・確定申告書(写) 放課後児童クラブ利用料減免決定通知書のいずれか

寡婦(夫)控除のみなし適用

平成28年4月から、未婚で子を養育するひとり親家庭を対象に、税法上の「寡婦(夫)控除」が適用されるものとみなして利用料の減額を行う「寡婦(夫)控除のみなし適用」制度を実施します。該当する可能性がある場合は、神戸市こども家庭局子育て支援部事業課指導係までお問い合わせください。(連絡先裏面記載)

寡婦控除のみなし適用についてのHP…<http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/support/byouji.html>